KASUKABE

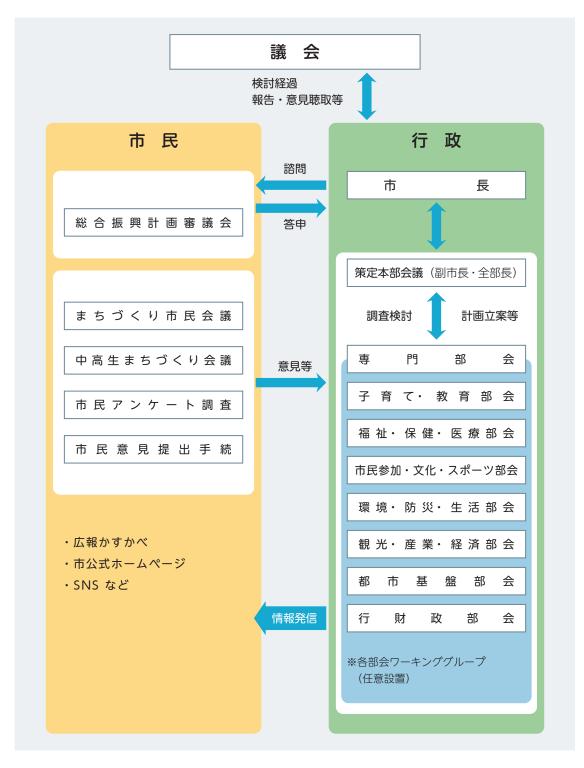






1. 策定体制

◇本計画の策定体制





◇春日部市総合振興計画策定条例

平成29年3月16日条例第1号

春日部市総合振興計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政運営を図り、もって将来にわたって魅力があり、かつ、強くしなやかで持続可能なまちづくりを推進するため、市の総合振興計画の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 総合振興計画 市の個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画(第6条において「個別計画」という。)の基本となり、かつ、将来における市のまちづくりの指針となる総合的な計画として、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
 - (2) 基本構想 市のまちづくりの最も重要な基本姿勢を示すとともに、その実現に向けた基本的な施策を示すものをいう。
 - (3) 基本計画 基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に定め、各施策の展開の方向性を示すものをいう。
 - (4) 実施計画 基本計画に基づき、各施策を実現するための具体的な事業の実施内容を示すものをいう。

(春日部市総合振興計画審議会への諮問)

- 第3条 市長は、基本構想の策定若しくは変更又は基本計画の策定若しくは全面的な変更に当たっては、あらかじめ春日部市総合振興計画審議会条例(平成18年条例第1号)第1条に規定する春日部市総合振興計画審議会(次項及び次条において「審議会」という。)に諮問しなければならない。
- 2 市長は、基本計画の一部の変更に当たっては、必要に応じ、審議会に諮問することができるものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、審議会の答申を受け、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(総合振興計画の公表)

第5条 市長は、総合振興計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合振興計画との整合)

第6条 個別計画の策定又は変更に当たっては、総合振興計画との整合を図るものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、総合振興計画の策定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



資

2. 市民参加

(1) まちづくり会議

春日部市に在住・在勤、在学の市民の皆さまから幅広くご意見を頂戴するため、また、SDGsに関する取組を一層推進していくため、18歳以上の方を対象とした「春日部まちづくり市民会議」と、市内の中学生(義務教育学校を含む)・高校生を対象とした「中高生まちづくり会議」を実施しました。

【春日部まちづくり市民会議】

①参加者の募集方法等

春日部市在住の18歳以上の方から、無作為に5,000人を抽出し、参加申込書を送付しました。そのほか、市公式ホームページやSNS、広報紙への掲載、施設配布などを行いました。また、より多くの方々に参加いただくため、開催日程を平日の夜間や休日等の時間に設定し、申込時に選んでいただく方法で募集しました。

②開催日程等

第1回: 令和3年10月2日(土) 午前10時から正午まで 教育センター 視聴覚ホール

第2回: 令和3年10月31日(日)午後2時から午後4時まで 市役所前アイピー春日部ビル7階大会議室

第3回: 令和3年11月11日 (木) 午後6時から午後8時まで 市役所前アイピー春日部ビル7階大会議室

第4回: 令和3年11月16日(火)午後2時から午後4時まで 庄和地区公民館 講義室1および講義室2

③参加人数 計63名

【中高生まちづくり会議】

- ①参加者の募集方法等 各学校長からの推薦
- ②開催日程等 令和3年11月20日(土)午後2時から午後4時まで 市役所前アイピー春日部ビル 7階大会議室
- ③参加人数 計 36 名









【プログラム】

(1) 開会・オリエンテーション

春日部市総合振興計画について、SDGsの概要説明、ワークショップの進め方の説明

(2) セッション1

『2030年の理想のまちのイメージを共有しよう』

- ・10年後の春日部市を想像しながら、「こんなまちであったらいいな」について話し合います。頭の中で 思い描いた理想のまちの具体的なイメージをグループメンバーと共有しましょう。
- ・「理想のまちを実現するために改善したいこと」があれば話し合います。

(3) セッション2

『SDGsメガネをかけて、理想のまちを歩いてみよう』

- ・セッション1で話し合った内容を踏まえて、SDGsのどのゴールが達成できれば、理想のまちに近づくか考えてみましょう。
- ・頭の中で理想のまちをイメージ(歩いてみながら)しながら、SDGsの17ゴールとの関係について話し合いましょう。

(4) セッション3

『SDGsの視点で「春日部市(民)だからできること」を考えてみよう』

- ・セッション2で共有した模造紙を見ながら、自分ごととして春日部市の未来のまちづくりを考えます。
- ・まちづくりのワガコト化を図るため「自分たちができること」「市役所にできること」を話し合いましょう。

(5) 発表

・グループディスカッションの内容について、各グループから発表します(各グループ5分程度)。

(6) まとめ・事務連絡











(2) 市民意識調査

本計画策定の参考とするため、18歳以上の市民 3,000 人を対象とした「市民意識調査」、本市からの転出者を対象とした「転出者アンケート」、本市への転入者を対象とした「転入者アンケート」を実施、市民の皆さまの意識や行動についての調査を行うことで、市の現状およびまちづくりの課題を把握しました。

	市民意識調査	転出者アンケート	転入者アンケート			
調査地域		春日部市全域				
調査対象	18 歳以上の市民の中から 3,000 人を無作為抽出	春日部市から転出される方	春日部市に転入される方			
調査方法	郵送またはオンライン アンケートを配付・回収	窓口調査	窓□調査			
調査期間	令和3年 7月8日~8月11日	令和3年5月31	日~ 10月19日			
配付数・回収状況	配付数:3,000 票 回収数:1,286 票 回収率:42.9%	回収数:97 票	回収数:125 票			

(3) 市民意見提出手続 (パブリックコメント)

第2次春日部市総合振興計画後期基本計画(案)を市公式ホームページ、市政情報室、市内公共施設などで公表し、市民から寄せられた意見を計画策定に生かすことを目的に実施しました(結果の詳細は市公式ホームページなどで公表)。

①提出方法

電子メール、ファックス、郵送、持参

②募集期間

令和4年10月1日(土)から令和4年10月31日(月)まで

③意見数

3名より延べ 16件

意見内容	件数
(1)後期基本計画 全般について	2件
(2)後期基本計画 基本目標 1 (子育て・教育分野) について	5件
(3)後期基本計画 基本目標 2 (福祉・保健・医療分野) について	2件
(4)後期基本計画 基本目標4(環境・防災・生活分野)について	1件
(5)後期基本計画 基本目標5(観光・産業・経済分野)について	2件
(6)後期基本計画 基本目標6(都市基盤分野)について	2件
(7)後期基本計画 基本目標7(行財政分野)について	2件



3. 審議会

◇春日部市総合振興計画審議会条例

平成 18 年 3 月 20 日条例第 1 号 平成 22 年 3 月 23 日条例第 4 号 平成 23 年 9 月 22 日条例第 10 号

春日部市総合振興計画審議会条例

(設置)

第1条 市の総合振興計画を策定し、及び同計画の推進を図るため、春日部市総合振興計画審議会 (以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合振興計画及び地域振興に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条審議会は、委員18人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 知識及び経験を有する者
 - (2) 市内各種団体を代表する者
 - (3) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



資

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成22年3月23日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 23 年 1 月 5 日から施行する。

(春日部市地域審議会条例の廃止)

2 春日部市地域審議会条例(平成 17 年条例第 13 号)は、廃止する。 附 則(平成 23 年 9 月 22 日条例第 10 号) この条例は、公布の日から施行する。

◇委員名簿

(50音順、敬称略)

E-7	/\		П	<i>h</i>		北	/# */
区	分		氏			所属等	備考
1.	知讀	□識及び経験を有する者		る者			
		宣		賢	奎	共栄大学 教授	会 長
		長	嶋	佐戌	里	聖学院大学 准教授	
		Ξ	坂	育	正	日本工業大学 教授	
2.	市区	内各種医	団体を	を代表	する者		
		大	柴	英	俊	庄和商工会 理事	
		大	野	紗	織	春日部市PTA連合会理事	R4.8.8 ~
		大	藤	やす	え	春日部市民生委員・児童委員協議会 理事	
		Ш	鍋	秀	雄	春日部市農業団体連合会 副会長	
		時	\blacksquare	美野	音	春日部市自治会連合会 会長	副会長
		<u> </u>	木	勇	樹	春日部青年会議所 副理事長	
		早]	芳	夫	春日部商工会議所 会頭	R3.12.21 ∼
		吹	\blacksquare	彩劲	下子	春日部市PTA連合会理事	\sim R4.8.8
		藤	\blacksquare	如	億	埼玉りそな銀行春日部地域統括春日部支店 支店長	\sim R4.4.22
		藤	\blacksquare	洋	1	埼玉りそな銀行春日部地域統括春日部支店 支店長	R4.4.22 ∼
		矢	島	順	子	春日部市青少年育成推進員協議会副会長	
		Ш	﨑	哲	男	春日部商工会議所 会頭	\sim R3.10.25
3.	公募	募に応し	ンたき	É			
		大	澤	剛	志		
		岡	\blacksquare	不二	夫		
		沖	Ш	光	子		
		角	辻	直	美		
		<u>17</u>	石	美	香		
		柘	植	大	輔		



◇審議経過

年度		実施日	内容		
			調査審議事項について		
	年 1 同		年間審議スケジュール (案) について		
	第1回	令和3年5月26日	第2次春日部市総合振興計画後期基本計画策定方針について		
			市政の現状について		
	第2回	令和3年8月20日	第2次春日部市総合振興計画前期基本計画 施策・重点プロジェクト		
2021 年度	37 2 13	13/10/3 7 0 / 1 20 1	「市民評価」の実施について		
(令和3年度)	第3回	令和3年9月29日	春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略に対する「市民評価」の実施 について		
			令和4年度総合振興計画審議会の年間審議予定について		
			第2次春日部市総合振興計画前期基本計画中間検証について		
	第4回	令和4年1月28日	第 2 次春日部市総合振興計画後期基本計画策定に係る春日部まちづく り市民会議・中高生まちづくり会議の結果について		
			第2次春日部市総合振興計画後期基本計画体系骨子(案)について		
	第1回	令和 4 年 4 月 22 日	春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証について		
			人口ビジョン検証について		
			令和3年度市民意識調査転出者・転入者アンケート結果報告書について		
			第2次春日部市総合振興計画後期基本計画骨子(案)について		
	第2回	令和 4 年 8 月 18 日 (書面開催)	第2次春日部市総合振興計画後期基本計画素案について		
	第3回	令和 4 年 9 月 16 日 (書面開催)	第2次春日部市総合振興計画の令和3年度施策・事業実績に対する「市 民評価」		
2000 5			第2期春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略に対する「市民評価」		
2022 年度 (令和 4 年度)			第2次春日部市総合振興計画後期基本計画修正原案について		
(71444)			第2回審議会の意見に対する対応状況について		
			市民意見提出手続の意見募集結果について		
			第2次春日部市総合振興計画後期基本計画素案からの修正一覧		
	第4回	令和 4 年 11 月 11 日	第2次春日部市総合振興計画後期基本計画答申(案)について		
			第2次春日部市総合振興計画の令和3年度施策・事業実績に対する「市		
			民評価」(案)について		
			第2期春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略に対する「市民評価」 (案)について		
	第5回	令和 4 年 11 月 15 日	第2次春日部市総合振興計画後期基本計画(案)の答申について		



資

◇諮問および答申

○諮問

春政発第669号 令和4年1月28日

春日部市総合振興計画審議会 会 長 宣 賢 奎 様

春日部市長 岩 谷 一 弘

第2次春日部市総合振興計画後期基本計画について(諮問)

春日部市総合振興計画審議会条例(平成18年条例第1号)第2条の規定に基づき、第2次 春日部市総合振興計画後期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。



◇諮問および答申

○答申

春 総 審 発 第 8 号 令和 4 年 1 1 月 1 5 日

春日部市長 岩谷 一弘 様

春日部市総合振興計画審議会 会 長 宣 賢 奎

第2次春日部市総合振興計画後期基本計画(案)について(答申)

令和4年1月28日付け春政発第669号で諮問のあった第2次春日部市総合振興計画後期基本計画について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断し、ここにその旨を答申します。 なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

意 見

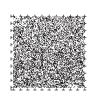
本審議会は、春日部市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で、積極的な討議を重ね、慎重に審議してきた。

審議の方向性として、第2次春日部市総合振興計画は10年間にわたる総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる長期計画であり、多くの市民参加のもとに策定された基本構想を尊重しつつ、まちの将来像として位置付けられた「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」の実現を図るため、前期基本計画を継承した上で見直すことを原則に検討した。

今後においても、まちの将来像の実現のため、限られた財源の中、将来を見据え、戦略的かつ効果的な行財政基盤の確立に努めながら、市民と行政が協働・連携してよりよいまちづくりを進められたい。

なお、個別の意見については、別紙のとおりである。





別紙

参考意見

1 全体について

少子高齢化やデジタル社会の進展をはじめ、新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の変化にも対応した、市民にとってわかりやすい計画となるよう努められたい。

2 健康をはぐくむまちづくりについて

健康寿命を延ばし、だれもが心身ともに健康に生活できるよう、健康づくりに関する取組と地域医療提供体制の充実を図られたい。また、身近な地域でスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を持続させるため、施設利用の利便性向上と利用促進を図られたい。

3 子育て世代に選ばれるまちづくりについて

若い世代の定住と市外からの移住の促進に向け、部局横断的に子育て支援に取り組み、だれもが安心して子どもを産み育てられる環境の整備や子育でに関する取組の積極的な情報発信を進められたい。

4 特長を生かしたしごとを創出するまちづくりについて

企業誘致や創業支援の取組を進め、多様な就労者の働き方やライフステージに応じた就労支援体制の確立を進められたい。また、持続可能な農業経営が行われるよう、生産性の向上や高付加価値化を推進するとともに、農業後継者や地域の担い手育成を図られたい。

5 地域力を高めるまちづくりについて

春日部駅付近連続立体交差事業や北春日部駅周辺をはじめとする各鉄道駅周辺の環境整備を迅速に進め、中心市街地のにぎわい創出や活気あふれる商業環境の充実を図られたい。また、観光資源の魅力を広く発信し、地域活性化に資する施策を積極的に進められたい。

6 安心安全で魅力あるまちづくりについて

大規模な地震や風水害等による甚大な災害が発生した場合においても、被害が最小限に抑えられるよう、常に災害に対する備えに努められたい。また、行政が持つ情報について積極的に市民と共有し、多様な主体が協働してまちづくりに参加できる環境の整備に取り組まれたい。



◇第2次春日部市総合振興計画後期基本計画策定本部会議要綱

(設置)

- 第1条 第2次春日部市総合振興計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)の策定に関する調査、 計画立案等の総合的調整を行うため、第2次春日部市総合振興計画後期基本計画策定本部会議(以 下「本部会議」という。)を置く。
- 2 本部会議は、本部会議及び専門部会をもって組織する。

(本部会議の所掌事務)

- 第2条 本部会議は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1)後期基本計画の策定に関すること。
 - (2)後期基本計画の最終的な総合的調整に関すること。
 - (3) その他本部会議が必要と認めた事項

(本部会議の組織)

- 第3条 本部会議は本部長、副本部長及び本部員若干人をもって組織する。
- 2 本部長は、行政統括監をもって充てる。
- 3 副本部長は、総合政策部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議の会議)

第5条 本部会議の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部会議の会議は、本部員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 本部会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 本部会議は、審議のため必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 専門部会は、別表第2の左欄に掲げるとおりとし、本部長の命を受け、後期基本計画の策定に必要な 事項について調査検討の上、計画素案を作成する。



資

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会委員若干人をもって組織する。
- 3 部会長及び副部会長は、別表第2の左欄に掲げる専門部会ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる職にある者をもって充て、部会委員は、専門部会ごとに、それぞれ別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めたときは、部会委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

- 第8条本部会議の所掌事項に関し、専門部会が指示する調査研究その他の作業を行うため、ワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループのメンバーは、専門部会の部会委員のうちから、専門部会の部会長が選出する。

(庶務)

第9条本部会議、専門部会及びワーキンググループの庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本部会議、専門部会及びワーキンググループの運営に関し必要な 事項は、本部会議が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
 - (第2次春日部市総合振興計画後期基本計画策定本部会議要綱の廃止)
- 2 第 2 次春日部市総合振興計画後期基本計画策定本部会議要綱(令和 3 年 6 月 9 日制定)は、廃止する。 (この要綱の失効)
- 3 この要綱は、後期基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。



別表第1(第3条関係)

市長公室長 総合政策部公共施設事業調整担当部長 財務部長 総務部長 市民生活部長福祉部長 こども未来部長 健康保険部長 環境経済部長 建設部長 都市整備部長都市整備部鉄道高架担当部長 会計管理者 消防長 事務部長 水道部長 学校教育部長学校教育部学務指導担当部長 社会教育部長 議会事務局長 監査委員事務局長

別表第2(第7条関係)

専門部会

専門部会名	部会長	副部会長	
子育て・教育部会	こども未来部次長	学校教育部次長	
福祉・保健・医療部会	福祉部次長	健康保険部次長	
市民参加・文化・スポーツ部会	総務部次長	社会教育部次長	
環境・防災・生活部会	市長公室次長	市民生活部次長	
観光・産業・経済部会	環境経済部次長	観光振興課長	
都市基盤部会	都市整備部次長	建設部次長	
行財政部会	総合政策部次長	財務部次長	

別表第3(第7条関係)

部会委員

(1) 子育て・教育部会

こども相談課長 保育課長 保育課施設担当課長 施設課長 学務課長 指導課長 教育相談セン ター所長

(2) 福祉・保健・医療部会

生活支援課保護担当課長 高齢者支援課長 障がい者支援課長 健康課長 健康課健康づくり担当課 長 介護保険課長 経営財務課長

(3) 市民参加・文化・スポーツ部会

市民参加推進課長 市民文化会館長 社会教育課生涯学習推進担当課長 文化財保護課長 郷土資料館長 スポーツ推進課長 スポーツ推進課スポーツ施設担当課長 中央公民館長

(4) 環境・防災・生活部会



資

(5) 観光・産業・経済部会

農業振興課長

(6) 都市基盤部会

道路管理課道路維持担当課長 道路建設課長 河川課長 下水道課長 公園緑地課長 都市計画課コンパクトシティ推進担当課長 まちづくり推進課長 西金野井第二土地区画整理事務所長 鉄道高架 整備課長 住宅政策課長 施設管理課長 工務課長

(7) 行財政部会

政策課行政改革担当課長 シティセールス広報課長 情報政策課長 公共施設事業調整課長 財政課 長 人事課長 市政情報課長 市民課長



5. 策定経過

年	月	事項
2021年	5月	第1回策定本部会議(5.10)
(令和3年)		第 2 次春日部市総合振興計画後期基本計画策定方針の決定(5.14)
		令和3年度第1回総合振興計画審議会(5.26)
	6月	令和3年6月市議会定例会総務委員会報告
		「第 2 次春日部市総合振興計画後期基本計画の策定について」(6.3)
	7月	市民意識調査の実施 (7.8 ~ 8.11)
	8月	令和 3 年度第 2 回総合振興計画審議会(8.20)
	9月	令和3年9月市議会定例会総務委員会報告
		「第 2 次春日部市総合振興計画後期基本計画の報告について」(9.8)
	10.5	令和3年度第3回総合振興計画審議会(9.29)
	10月	第 1 回まちづくり市民会議(10.2)
		第 1 回専門部会(10.5)
		第 2 回まちづくり市民会議(10.31)
	11月	第3回まちづくり市民会議(11.11)
		第4回まちづくり市民会議 (11.16)
		中高生まちづくり会議 (11.20)
	12月	令和3年12月市議会定例会総務委員会報告 「第2次春日部市総合振興計画後期基本計画の報告について」(12.7)
2022年	1月	第2回策定本部会議(1.17)
(令和4年)	,,,,	
	3月	第 2 回専門部会 (3.10)
		「第 2 次春日部市総合振興計画後期基本計画の報告について」(3.3)
	4月	第3回策定本部会議(4.8)
		令和4年度第1回総合振興計画審議会(4.22)
	5月	第3回専門部会 (5.13)
	6月	第4回策定本部会議(6.27)
	7月	第4回専門部会(7.7)(書面開催)
	8月	第5回策定本部会議(8.4)
		第 5 回専門部会 (8.16) (書面開催)
		令和4年度第2回総合振興計画審議会(8.18)(書面開催)
	9月	令和4年度第3回総合振興計画審議会(9.16)(書面開催)
		全員協議会
		「第2次春日部市総合振興計画後期基本計画(素案)について」(9.16)



年	月	事項
	10月	市民意見提出手続(10.1 ~ 10.31)
		第 6 回策定本部会議(10.24)
	11月	第7回策定本部会議(11.4)
		令和4年度第4回総合振興計画審議会(11.11)
		令和4年度第5回総合振興計画審議会(11.15)
		「第2次春日部市総合振興計画後期基本計画(原案)について」(11.29)
2023年 (令和5年)	1月	第8回策定本部会議(1.25)





KASUKABE





関連計画一覧

(50音順)

計画等の名称	計画等の目的	施策	施策名称
あ行			
	「市町村健康増進計画」、「市町村食育推進計画」および「市町村自殺対策計画」を総合的・一体的に策定した健康づくりを推進するための計画	2-4-1	健康づくりと病気予防の 充実
か行			
春日部市空家等対策計画	安全かつ安心して暮らすことのできる生活 環境の保全と空家等の利活用による地域の 活性化を進め、まちの魅力を高めることを 目的とし、空家等に関する対策を総合的か つ計画的に推進するための計画	6-2-2	あらゆる世代が住みやす い活力あるまちの創出
春日部市いじめ防止基本方針	いじめの防止等のための対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等について、組織的、計画的かつ迅速に行うための方針	1-2-2	一人ひとりを大切にした 教育の推進
春日部市一般廃棄物処理 基本計画	ごみの減量化・資源化、適正な処理を推進 し、循環型社会のさらなる構築を進めるた めの計画	4-1-2	ごみ減量・リサイクルの 推進
春日部市SDGs未来都市計画	2030年のあるべき姿"だれもが「住んでみたい、住み続けたい」と思うまち"をテーマとし、SDGsの達成と持続可能なまちづくりの実現を目指すための計画	7-1-1	自治体DXに基づく戦略 的・計画的な行政運営の 推進
春日部市学校施設長寿命化計画	学校施設の長寿命化や計画的な更新を図り、中長期的な維持管理に係るライフサイクルコストの縮減および財政負担の平準化、学校施設に求められる機能・性能を確保するための計画	1-2-3	充実した学校環境づくり の推進
春日部市観光振興基本計画	郷土への愛着や誇りを感じる新たな観光まちづくりを推進することにより、観光客とともに地域の魅力や豊かさを実感できる観光地の実現を目指すための計画	5-1-1	観光資源の魅力向上と来 訪者の滞在環境の充実
春日部市橋りょう長寿命化 修繕計画	総合的で計画的な橋りょうの維持管理・更 新を推進するための基本方針について定め た計画	6-4-1	安全で利便性の高い道路 網の整備



計画等の名称	計画等の目的	施策	施策名称
春日部市景観計画	市民、事業者、行政が協働し、本市に相応 しい良好な景観形成を推進するための計画	6-2-2	あらゆる世代が住みやす い活力あるまちの創出
春日部市下水道事業経営戦略	計画的かつ合理的な経営を行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、経営健全化に取り組むことを目的とした経営戦略	6-5-1	安全で安定した上下水道 の充実
春日部市下水道総合地震	公共下水道施設における建屋およびポンプ	6-4-3	総合的な治水対策の推進
対策計画	室等の地震対策について定めた計画	6-5-1	安全で安定した上下水道 の充実
春日部市建築物耐震改修 促進計画	1981 年(昭和 56 年) 5 月 31 日以前に 建築された旧耐震基準の既存建築物の耐震 化を図ることで、地震発生時の被害を軽減 することを目的とした計画	6-2-2	あらゆる世代が住みやす い活力あるまちの創出
春日部市公共下水道	公共下水道施設における維持管理と長寿命	6-4-3	総合的な治水対策の推進
ストックマネジメント基本計画	化のための修繕・改築を計画的かつ効率的 に管理するための計画	6-5-1	安全で安定した上下水道 の充実
春日部市公共施設 マネジメント基本計画	施設再編の全体方針や施設分類ごとの方針、改修や更新時期の目安、施設の適正な維持管理のあり方など、「公共施設マネジメント」を着実に実行していくための具体的な仕組や方策を示した計画	7-1-2	公有財産マネジメントの 推進
春日部市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画	高齢者が安心していきいきと暮らせるまち をつくることを目的とした、地域共生社会	2-1-1	高齢者の生きがいづくり の推進
	の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための計画	2-1-2	高齢者の生活支援
	200,000	2-1-3	介護予防の推進と介護 サービスの充実
春日部市子ども・ 子育て支援事業計画	子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを 社会全体で支援する環境づくりをより一層	1-1-1	安心して子育てできる切れ目のない支援
	進めるための計画	1-1-2	幼児教育・保育の充実
		1-3-1	青少年の心豊かで健全な 育みの推進
		1-3-2	子どもの居場所づくりの 充実
春日部市子ども読書活動 推進計画	子どもの読書活動のより一層推進を目指 し、関連する施策を総合的、計画的に取り 組むことを目的とした計画	3-3-1	社会教育の充実



計画等の名称	計画等の目的	施策	施策名称
春日部市子どもの貧困対策 推進計画	子どもが心身ともに健やかに育成されるとともに教育の機会均等が保障され、子ども	1-3-1	青少年の心豊かで健全な 育みの推進
	一人ひとりが夢や希望を持つことができる ように環境整備を推進するための計画	1-3-2	子どもの居場所づくりの 充実
春日部市災害廃棄物処理計画	大規模な災害時の災害廃棄物処理に際し、 市民の生活環境を確保し、早急に復旧・復 興を推進するための計画	4-1-2	ごみ減量・リサイクルの 推進
春日部市市民参加と協働指針	市民一人ひとりがまちづくりの主体として、市の機関と共に考え、共に協力し、共に行動することができるための方向性を示した指針	3-1-1	市民参加と協働の推進
春日部市住生活基本計画	市民の豊かな住生活の実現および魅力ある 地域社会の形成等による住環境の向上を推 進するための計画	6-2-2	あらゆる世代が住みやす い活力あるまちの創出
春日部市障害者計画	障害者基本法に基づく、障がい者の実情に 応じた、障がい者のための施策を総合的か	2-2-1	障がい者(児)の生活支援の充実
	つ計画的に推進するための基本計画	2-2-2	障がい者(児)の社会参加の促進
春日部市障害福祉計画	障害者総合支援法等に基づく、障害福祉 サービスや障害児通所支援等の提供体制の 確保に関する計画	2-2-1	障がい者(児)の生活支援の充実
		2-2-2	障がい者(児)の社会参加の促進
春日部市職員定員管理計画	多様な市民ニーズに対応し、また、職員の ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場 環境づくりを進めるため、業務量および業 務内容に応じた適正な人事配置と適切な職 員数の確保を図るための計画	7-3-2	DX時代の職員の育成と 効果的な組織運営
春日部市女性職員の活躍推進に 関する特定事業主行動計画	女性職員の活躍を迅速かつ重点的に推進す ることを目的とする計画	7-3-2	DX時代の職員の育成と 効果的な組織運営
春日部市新型インフルエンザ等 対策行動計画	新型インフルエンザ等感染症の発生・流行時において、感染拡大を最小限にとどめ、市民の生命および健康を保護することなどを目的とした計画	2-4-1	健康づくりと病気予防の 充実
春日部市人権施策推進指針	あらゆる差別をなくし、すべての人が個性を認められ、個人として尊重される豊かな「人権の文化」を築き上げるための具体的な施策の方向性を示した指針	3-2-1	人権を尊重するまちづく りの推進



計画等の名称	計画等の目的	施策	施策名称
春日部市人材育成基本方針	組織で働く一人ひとりの「職員力」を高め、 組織力を強化することで、よりよい行政 サービスを市民に提供することを目的とす る方針	7-3-2	DX時代の職員の育成と 効果的な組織運営
春日部市新水道事業ビジョン (経営戦略)	将来にわたって安全で良質な水道水を安定 的に供給するための将来像と具体的な施策 を示した経営戦略	6-5-1	安全で安定した上下水道 の充実
春日部市スポーツ施設 マネジメント計画	将来を見据えた施設のあり方や配置、有効活用について、本市におけるスポーツ施設の中長期的な整備方針を示した計画	3-5-1	スポーツ・レクリエー ション活動の推進
春日部市総合体育施設 整備基本計画	スポーツ振興や地域活性化、災害対策に寄与し、環境に配慮した総合体育施設の具体的な空間構成や動線計画、主要導入施設の基本的配置および整備内容を取りまとめた基本計画	3-5-1	スポーツ・レクリエー ション活動の推進
春日部市体育施設整備基本計画	より多くの人々が健康づくりに向けてスポーツを実践・継続することができる環境を計画的に整備するための計画	3-5-1	スポーツ・レクリエー ション活動の推進
春日部市第4次行政改革大綱	本市を取り巻く環境変化に的確に対応し、 より質の高い行政サービスを効果的に提供 するための取組について示した大綱	7-1-1	自治体DXに基づく戦略 的・計画的な行政運営の 推進
春日部市地域公共交通計画	あらゆる世代にとって便利で、持続可能な 公共交通ネットワークの実現を推進するた めの計画	6-3-1	公共交通ネットワークの 形成
春日部市地域福祉計画	地域における福祉サービスの適切な利用の 促進に関する事項や包括的な支援体制の整	2-3-1	地域で支える福祉の充実
	備に関する事項などを一体的に定めた計画	2-3-2	生活保護と自立の支援
春日部市地域防災計画		2-4-3	地域医療提供体制の充実
	的かつ計画的に実施することにより、防災 の万全を期し、社会の秩序の維持と公共の 福祉の確保に資することを目的とする計画	4-2-1	地域の強靱化と防災力の向上
		4-2-2	消防・救急・救助体制の 充実・強化
春日部市中心市街地 バリアフリー計画	春日部駅を中心としたさまざまな施設を整備・再編し、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めるための計画	6-1-1	魅力とにぎわいのある中 心市街地の創出
春日部市中心市街地 まちづくり計画	春日部駅付近連続立体交差事業を契機とした「公民連携+学」によるまちづくりの基本的な方針や取組を示した計画	6-1-1	魅力とにぎわいのある中 心市街地の創出



計画等の名称	計画等の目的	施策	施策名称
春日部市デジタル・トランス フォーメーション (DX) 推進計 画	行政のデジタル化を進めるため、市民サービスの向上、業務の効率化を行うにあたり、取り組むべき課題の抽出や施策の方向性を		自治体DXに基づく戦略 的・計画的な行政運営の 推進
	定めた計画	7-1-3	自治体DXの推進と窓口 サービスの向上
春日部市都市インフラマネジメント河川計画	河川施設における維持管理費の縮減と施設 の長寿命化を推進するための基本方針につ いて定めた計画	6-4-3	総合的な治水対策の推進
春日部市都市インフラマネジメント公園計画	公園施設における維持管理費の縮減と施設 の長寿命化を推進するための基本方針につ いて定めた計画	6-4-2	親しみのある公園の形成と緑化の推進
春日部市都市インフラマネジメン ト道路計画	総合的で計画的な道路の維持管理・更新を 推進するための基本方針について定めた計 画	6-4-1	安全で利便性の高い道路 網の整備
春日部市都市計画マスタープラン	都市空間づくりの総合性・一体性を確保し	6-1-2	鉄道駅周辺の更新・再生
	つつ、市民、事業者、行政などの協働と参加によるまちづくりを推進するための計画	6-2-1	計画的な土地利用の推進
		6-2-2	あらゆる世代が住みやす い活力あるまちの創出
		6-3-1	公共交通ネットワークの 形成
春日部市農業振興地域整備計画	農業の振興を図るべき区域を明らかにし、 その土地の農業利用と農業近代化のための 施策を総合的かつ計画的に推進するための 計画	5-4-1	持続可能な農業の環境整備
春日部市防犯のまちづくり 推進計画	安心で安全な住みよい地域社会の実現を目的とし、長期的な目標および総合的な施策の大綱等を定め、防犯のまちづくりを推進するための計画	4-3-1	犯罪抑止のまちづくりの 推進
春日部市緑の基本計画	豊かな水と緑を背景にした市街地と田園風 景が調和する環境にやさしいまちを目指し て、緑の保全・整備や緑化施策を推進する ための計画	6-4-2	親しみのある公園の形成と緑化の推進
春日部市立医療センター 中期実施計画(新改革プラン)	市立医療センターが担うべき役割を果たすための安全で質の高い医療の提供と安定した持続可能な経営基盤の確立を進めるための計画	2-4-4	市立医療センターの基幹 機能の充実



計画等の名称	計画等の目的	施策	施策名称
春日部市立地適正化計画	本市の都市構造の特徴を生かした「多極 ネットワーク型コンパクトシティ」により 持続可能な都市を形成するための計画	6-2-1	計画的な土地利用の推進
		6-3-1	公共交通ネットワークの 形成
かすかべっ子 はぐくみプラン	主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、 学ぶうれしさがあふれる教室、学校づくり を推進し、児童生徒の確かな学力の育成を 目指すための計画	1-2-1	「生きる力」を育む学校 づくりの推進
		1-2-2	一人ひとりを大切にした 教育の推進
かすかベハーモニープラン (第3次春日部市男女共同参画 基本計画)	「春日部市男女共同参画推進条例」に定める基本理念のもと、男女共同参画を推進する計画で、「春日部市女性活躍推進計画」、「春日部市DV防止計画」および「春日部市困難女性支援計画」を含む計画	3-2-2	男女共同参画の推進
国民保護に関する春日部市計画	武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対 処事態から、市民の生命、身体、財産を保 護するため、必要な事項を定めた計画	4-2-2	消防・救急・救助体制の 充実・強化
さ行			
史跡神明貝塚保存活用計画	史跡神明貝塚を適切に保存し、史跡を生か したまちづくりを推進するための計画	3-4-2	郷土の歴史と文化遺産の保存と活用
た行			
第3期春日部市国民健康保険特定健康診査等実施計画	被保険者の健康維持と生活の質の向上および中長期的な医療費の適正化を図るため、 特定健康診査および特定保健指導の基本指針となる計画	2-4-2	適正な健康保険事業の推 進
第3次春日部市シティセールス 戦略プラン	シティセールスの推進を図るため、本市の 将来像や地域資源等の戦略的な情報発信を 効果的に進めるための指針	7-1-4	シティセールスの推進
第3次春日部市商工業振興指針	「春日部市商工業振興基本条例」に定める 基本理念のもと、さらなる商工業の振興と、 にぎわいと活力のあるまちづくりを推進す るための計画	5-1-2	身近で活気あふれる商業 環境の充実
		5-2-1	企業誘致や創業支援の推 進と就労支援の充実
		5-3-1	活力ある商工業の基盤づくりへの支援
第 11 次春日部市交通安全計画	本市の交通事故の二つの要素である「道路 交通環境」と「人」について、相互の関連 を考慮し、交通安全対策を的確かつ効果的 に推進するための計画	4-3-2	交通安全対策の推進



計画等の名称	計画等の目的	施策	施策名称	
第2期春日部市国民健康保険 データヘルス計画	「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、春日部市国民健康保険が制定する計画であり、「第3期春日部市国民健康保険特定健康診査等実施計画」と連携して事業に取り組んでいく計画	2-4-2	適正な健康保険事業の推進	
第2次春日部市環境基本計画	「春日部市環境基本条例」および「春日部 市環境都市宣言」に基づき、環境の保全と 創造に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するための計画	4-1-1	環境にやさしい持続可能 な取組の推進	
第2次春日部市生涯学習推進計画	市民一人ひとりが、いつでもどこでも学ぶ ことができ、学んだことを地域で生かせる 生涯学習環境の構築を基本目標とした、生 涯学習施策を総合的、計画的に推進するた めの計画	1-3-1	青少年の心豊かで健全な 育みの推進	
		3-3-1	社会教育の充実	
		3-3-2	生涯学習の振興	
		3-4-1	文化・芸術の創造と振興	
第2次春日部市特定事業主行動計画	子育てをする職員が子育ての喜びを実感できるとともに、子どもの健やかな成長を図るため、働きやすい職場づくりを推進するための計画	7-3-2	DX時代の職員の育成と 効果的な組織運営	
第四次春バス運行計画 (2023年(令和5年)9月策定 予定)	本市が運行するコミュニティバス(「春バス」)に関する運行計画	6-3-1	公共交通ネットワークの 形成	
な行				
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	地域において、育成すべき効率的かつ安定 的な農業経営の指標や、農用地の利用集積 の目標並びに経営改善を図ろうとする農業 経営者への支援措置のあり方等についての 基本的な構想	5-4-2	魅力ある農産物の生産と 消費拡大	





KASUKABE 證





用語解説

(50音順)

あ行		
悪質商法	架空請求や強制的な訪問販売など、消費者を騙したり違法な行為をしたりするなどして販売者が不当に利益を得る商法のこと。	
アダプトプログラム	市民団体や企業が、一定区間の道路や公園などを自らの「養子」とみなし、美化活動(清掃や花植など)を行い、市がこれを支援する制度のこと。	
いきいきクラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的組織のことで、全国的には「老人クラブ」という名称が使われている。生活を豊かにする活動、地域を豊かにする社会活動に取り組んでいる。	
生き物調査マップ	本市が実施している「みんなで取り組む生き物調査プロジェクト」で使用するマップであり、市民がそれぞれの身近にいる生き物を調べることで、環境や生き物に興味を持つきっかけをつくることおよび、長期的な調査により市内の環境の移り変わりを知ることを目的としてプロジェクトを実施している。	
生きる力	確かな学力と豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた力のこと。 学習指導要領の理念。	
インクルーシブ教育	障がい者が精神的および身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするため、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶこと。	
インバウンド	外国人が日本を訪れる旅行のこと。	
ウィズコロナ	コロナウイルスが存在する前提で、感染症対策を徹底した上で、日常生活や経済活動を営んでいくという社会の状態。	
ウォーカブル	「居心地が良く歩きたくなる」魅力的な空間を備えていること。「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」により、地方自治体が、まちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取組をまちづくり計画に位置づけることができることとなった。	
エンパワーメント	人々が経済、社会、法律、政治の能力・権利と決定権を持ち、不平等を 克服する力を身につけるようになること。能力強化。能力開発。	
オープンデータ	著作権や特許などの制約なく、だれもが自由に使えて再利用ができ、だれでも再配布できるデータのこと。	
温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。京都議定書に定められている温室効果ガスは二酸化炭素やメタンなど6種類あり、いずれも削減の対象とされている。	



か行		
介護保険事業	高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組として、2000年(平成 12年)に施行された事業のこと。①自立支援、②利用者本位、③社会保険方式の3つの特徴を持つ。ケアプランに基づき、従前に比べて総合的な介護サービス利用を可能にする。	
かかりつけ医	最新の医療情報を熟知して、必要なときには専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる、地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師のこと。	
学習指導要領	全国どの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法にもとづいて各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際に用いられる基準のこと。	
春日部えんJOYトレーニング	アメリカ合衆国国立老化研究所の手引きを参考に高知市が開発した介護 予防体操に、本市が取り組むもの。	
春日部市生涯学習パスポート はるがく帳	自ら学んだ内容や修得した資格、学んだ成果を生かしたボランティア活動や地域活動などを、ひとつの学びの行動として 1 ページごとに記録する学習記録票ノートのこと。	
春日部そらまめ体操	「青空の下でまめに、いつまでも体を動かせますように」との願いをこめて制作した、本市独自の介護予防体操のこと。	
春日部TMO	本市の中心市街地におけるにぎわいづくりを一体的に推進する団体のこと。ソフト事業によるにぎわいづくりを行うにぎわい分科会と、ハード 事業でまちなか開発を行うまちづくり分科会から構成される。	
かすかべフードセレクション	さまざまな「こだわり」のもと生み出された、本市ならではの優れた食 品を認定する制度のこと。	
かすかべ +1(プラスワン) サポーター	さまざまな形で春日部の情報発信をしたり、春日部で体験した「ワクワク」を共有したり、春日部でなにかを新しく始めてみたり、ゆるやかにつながりながら、「春日部が好き」を市内全体へ、市外へと広げる活動を進める活動に従事する人や企業のこと。登録制で、個人サポーターと企業サポーターの 2 種類がある。	
かすかべ未来研究所	厳しい財政状況を踏まえつつ、多様化・高度化する市民ニーズにバランスよく、かつ的確に対応するため、政策の最適化を検討する庁内シンクタンクのこと。	
ガスコージェネレーション システム	都市ガスなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステムのこと。回収した廃熱を利用することにより、エネルギーの効率が高くなる。	
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、 土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配 慮した持続的な農業のこと。	



観光農園	観光客などを対象に農産物の収穫体験をしてもらい、その収穫物を販売 することで対価を得る農園のこと。	
企業版ふるさと納税	国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄 附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組のこと。	
義務的経費	自治体の一般歳出における人件費や扶助費、公債費のこと。	
共助	災害が起きたときなど、自分だけでは解決や対応が困難なことに、近隣 の人が互いに助け合って命や地域を守ること。	
共進会	産業の振興を目的として行われる、産物や製品を集めて展示しその優劣 を審査する会。	
協働	複数の主体が同じ目的のために、協力して働くこと。本文では、市民、議会および執行機関が、目的を共有し、それぞれの役割と責務に基づいて信頼関係を構築し、対等な立場で補い合い、協力して行動することをいう。	
クラウドファンディング	インターネット上で公開した資金募集案件に対して投資者や寄附金を募る仕組であり、支援金で開発した商品・サービスの事前購入や、寄附先から進捗報告等の受領が可能になるもの。	
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に、価格や機能、品質だけでなく、その商品やサービスの環境に対する影響について配慮し、環境への負担の少ないものを優先的に選択し購入すること。	
グローバル化	人や物、資本の移動が国境を越えて盛んになり、国と国、地域と地域と の境界が小さくなっていくこと。	
ケアラー	高齢、身体上または精神上の障害または疾病等により援助を必要とする 親族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の 世話その他の援助を提供する者。	
経営耕地面積	農家が経営する耕地の面積のこと。自家で所有している耕地(自作地)と、 他者から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計面積。	
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補塡債特例分および臨時財政対策債の合計額に占める割合のこと。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。	
刑法犯認知件数	刑法に違反する犯罪の発生が警察等の機関によって認知された件数のこと。	
健康寿命	WHO(世界保健機関)が 2000 年(平成 12 年)に公表した言葉で、日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間の長さのこと。「平均寿命」から要介護(自立した生活ができない)の期間を引いた値が「健康寿命」となる。	



健康マイレージ事業	生活習慣病予防およびフレイル予防のため、ウオーキングを中心とした 運動や各種検診の受診、健康づくり事業への参加等自主的な健康づくり を多方面から応援していく事業。取組状況に応じて賞品が当たる抽選に 参加できる。
広域幹線道路	高速自動車道や国道など、複数の都道府県や市、生活・経済圏を連絡する道路のこと。
後期高齢者	75 歳以上の高齢者のこと。
後期高齢者医療制度	2008年(平成20年)4月から新たに創設された、75歳以上の後期高齢者等を対象とした独立した医療制度のこと。だれもが安心して医療を受けることができるように、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にして公平でわかりやすい制度にすること、保険財政の安定化を図ることを主な目的として創設された。
公共施設マネジメント	市が保有する公共施設について、人口動態や市民ニーズ、財政状況等を 踏まえ、将来の望ましいあり方を検討し、効果的・効率的かつ計画的に 維持管理していくこと。
合計特殊出生率	その年の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を、5 歳ごとに算出し、合計したもの。一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当する。
耕作放棄地	農作物が1年以上作付けされず、農家が数年以内に作付けする予定がない農地のこと。
高次都市機能	「居住機能」、「工業・生産機能」、「物流機能」、「商業・業務機能」、「行政機能」、「文化・研究機能」、「レクリエーション機能」など、都市やそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能を都市機能と呼ぶ。高次都市機能は、これらの機能のうち、日常生活の圏域を越えた広範な地域の多くの人々を対象とする、質の高いサービスを提供する機能のこと。
公助	個人、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共(公的機関)が行うこと。
声かけ事案	18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」、「手を引く」、「肩に手をかける」、「後をつける」などの行為で、略取・誘拐や性的犯罪などの重大な犯罪の前兆としてとらえられる事案のこと。
コーホート要因法	出生、死亡、移動等の人口の変動要因に基づいてコーホートごとに将来 人口を推計する方法のこと。コーホートとは人口観察の単位集団であり、 通常は「出生コーホート」(出生年が同じ人口集団)を指す。
国土強靱化地域計画	過去の災害の教訓を踏まえ、大規模自然災害などにより、国土や経済、暮らしに対する被害が致命的なものにならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国づくり・地域づくりを進めるため、自治体ごとに定める計画のこと。



国立・社会保障人口問題研究所	1996年(平成8年)に厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合により設立された、人口の動向や社会保障制度の研究を行う国立の研究所のこと。
コミュニティスクール	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べ、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組。
コミュニティバス	地域住民の移動手段を確保するために、地方自治体等が実施・運行する バスのこと。
コンパクトシティ	まちの中心部に住宅や生活に必要なサービスといった都市機能を集約させる都市形態のこと。行財政の効率化や持続可能なまちづくりを目的としている。
コンパクト+ネットワーク	人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活力を維持し、生活に必要なサービスを確保するため、人々の居住や必要な都市機能をまちなかなどのいくつかの拠点に誘導し、それぞれの拠点を地域公共交通ネットワークで結ぶ、コンパクトで持続可能なまちづくりの考え方のこと。
	· さ行
再生可能エネルギー	石油や石炭など埋蔵量に限りがあるエネルギー源に対して、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用した後でも比較的 短期間に再生し、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
財政調整基金	地方自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金のこと。
サイバー攻撃	インターネットを経由して、コンピュータネットワーク上に侵入し、データを壊したり、盗んだり、改ざんする攻撃のこと。
ジェネリック医薬品	新薬(先発医薬品)の特許が切れたあとに販売される、新薬と有効成分が同じで、同等の効果があると厚生労働省から認められている医薬品のこと。
ジェンダー・ギャップ指数	経済・教育・医療・政治の 4 分野 14 項目のデータで、各国の男女の格差を分析した指数。
市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。 宅地造成などの開発は原則として制限される。



単位で結成される。平時には、防災知識の普及、地域の安全確認、自主 防災訓練、防災資機材の備蓄などを行う。災害時には初期消火、救出救護 安否確認、避難場所連営への協力などを行う。災害による被害を最小限 にし、いち早く立ち直るためには、地域ぐるみの協力体制が不可欠であり、 自主防災組織がこの役割を果たす。 自分で自分の身(家族も含む)を守ること。 実質公債費比率 地方自治体の一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標 準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金(地方債)の返済額結 よびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金線リの程度を示す指標。 シティセールス さまざまな主体から選んでもらえるように、まちの売り込みをしていく こと。 実際生活 教育基本法第2条(教育の方針)に定められた用語であり、教育なり、 学問なりが実際の生活を基礎とし、そこから出発して行われなければな らず、またその成果も実際の生活に浸透していかなければならないとい う意味を示したもの。 0歳から18歳未満までの児童が自由に遊び場を共有し、ふれあい、学 び合うことができる児童福祉施設のこと。 参すの母来のまちづくりを考える日のこと。2008年(平成20年)10月1日に制定され、市制施行日である、毎年10月1日が指定されている。本市の母来のまちづくりを考える日のこと。2008年(平成20年)10月1日に制定され、市制施行日である、毎年10月1日が指定されている。 社会保障関連経費 医療、年金、福祉、介護、生活保護などの公的サービスに係る費用のこと。 集約型都市構造 公共交通機関を軸とした、少子・超高齢社会に対応する「歩いて暮らせ、 な共交通機関を軸とした、少子・超高齢社会に対応する「歩いて暮らせ、 な共交通機関を軸とした、少子・超高齢社会に対応する「歩いて暮らせ、 な共交通機関を軸とした、少子・超高齢社会に対応する「歩いて暮らせ、 大手の理解としてりまり、生産見する都市のあり方のこと。低密化した市街地を再編し、基幹的な公共交通治いに集約拠点を形成することを 促進する。 詳水を防ぐために建設された世界最大級の地下放水路。中小河川の水を地下に取り込み、国道16号の地下5のmを買く総延長63kmのトンネルを通じて江戸川に済す仕組。流入する水の勢いを弱める役割の「該阻 水槽」では「パルテノン神段」のように巨大な柱が水槽の天井を支え、「地下神殿」とも言われており、防災インフラ観光施設として見学会も開催している。		,
実質公債費比率 地方自治体の一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金(地方債)の返済額能よびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。シティセールス さまざまな主体から選んでもらえるように、まちの売り込みをしていくこと。 実際生活 教育基本法第2条 (教育の方針)に定められた用語であり、教育なり、学問なりが実際の生活を基礎とし、そこから出発して行われなければならず、またその成果も実際の生活に浸透していかなければならないという意味を示したもの。 の歳から 18 歳未満までの児童が自由に遊び場を共有し、ふれあい、学び合うことができる児童福祉施設のこと。 シビックプライド 都市に対する住民の誇りや愛着のこと。 郷土の歴史と文化を振り返り「ふるさとかすかべ」への愛着と誇りを持ち、市民の日 郷土の歴史と文化を振り返り「ふるさとかすかべ」への愛着と誇りを持ち、市民であることを自覚し、市民同士の一体感や共感をはぐくみながら、本市の将来のまちづくりを考える日のこと。2008 年 (平成 20 年) 10月1日に制定され、市制施行日である、毎年 10月1日が指定されている。社会保障関連経費 医療、年金、福祉、介護、生活保護などの公的サービスに係る費用のこと。集約型都市構造 公共交通機関を軸とした、少子・超高齢社会に対応する「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を実現する都市のあり方のこと。低密化した市街地を再編し、基幹的な公共交通沿いに集約拠点を形成することを促進する。 対水を防ぐために建設された世界最大級の地下放水路。中小河川の水を地下に取り込み、国道16号の地下50mを買く総延長6.3kmのトンネルを通じて江戸川に流す仕組。流入する水の勢いを弱める役割の「調圧水槽」では「パルテノン神殿」のように巨大な柱が水槽の天井を支え、「地下神殿」とも言われており、防災インフラ観光施設として見学会も開催している。 有限な資材を効率的に利用するとともに、再生産を行うことで持続可能	自主防災組織	地域住民が自主的に連携して防災活動を行う団体のこと。自治会などの単位で結成される。平時には、防災知識の普及、地域の安全確認、自主防災訓練、防災資機材の備蓄などを行う。災害時には初期消火、救出救護、安否確認、避難場所運営への協力などを行う。災害による被害を最小限にし、いち早く立ち直るためには、地域ぐるみの協力体制が不可欠であり、自主防災組織がこの役割を果たす。
#財政規模を基本とした額に対する比率。借入金(地方信)の返済額能 よびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。 シティセールス さまざまな主体から選んでもらえるように、まちの売り込みをしていく こと。 実際生活 教育基本法第2条 (教育の方針) に定められた用語であり、教育なり、 学問なりが実際の生活を基礎とし、そこから出発して行われなければな らず、またその成果も実際の生活に浸透していかなければならないとい う意味を示したもの。 の歳から18歳未満までの児童が自由に遊び場を共有し、ふれあい、学び合うことができる児童福祉施設のこと。 シビックプライド 都市に対する住民の誇りや愛着のこと。 郷土の歴史と文化を振り返り「ふるさとかすかべ」への愛着と誇りを持ち、 市民の日 郷土の歴史と文化を振り返り「ふるさとかすかべ」への愛着と誇りを持ち、 市民であることを自覚し、市民同士の一体感や共感をはぐくみながら、 本市の将来のまちづくりを考える日のこと。2008 年 (平成 20 年) 10 月 1 日に制定され、市制施行日である、毎年 10 月 1 日が指定されている。 社会保障関連経費 医療、年金、福祉、介護、生活保護などの公的サービスに係る費用のこと。 集約型都市構造 公共交通機関を軸とした、少子・超高齢社会に対応する「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を実現する都市のあり方のこと。低密化した市街地を再編し、基幹的な公共交通沿いに集約拠点を形成することを 促進する。 洪水を防ぐために建設された世界最大級の地下放水路。中小河川の水を 地下に取り込み、 国道 16 号の地下 50m を貫く総延長 6.3km のトンネルを通じて江戸川に流す仕組。流入する水の勢いを弱める役割の「調旺水槽」では「パルテノン神殿」のように巨大な柱が水槽の天井を支え、「地下神殿」とも言われており、防災インフラ観光施設として見学会も開催している。 有限な資材を効率的に利用するとともに、再生産を行うことで持続可能	自助	自分で自分の身(家族も含む)を守ること。
実際生活 教育基本法第 2 条(教育の方針)に定められた用語であり、教育なり、学問なりが実際の生活を基礎とし、そこから出発して行われなければならず、またその成果も実際の生活に浸透していかなければならないという意味を示したもの。 0 歳から 18 歳未満までの児童が自由に遊び場を共有し、ふれあい、学び合うことができる児童福祉施設のこと。 シビックプライド 都市に対する住民の誇りや愛着のこと。 「那里の歴史と文化を振り返り「ふるさとかすかべ」への愛着と誇りを持ち、市民であることを自覚し、市民同士の一体感や共感をはぐくみながら、本市の将来のまちづくりを考える日のこと。2008 年(平成 20 年)10月1日に制定され、市制施行日である、毎年 10 月1 日が指定されている。 社会保障関連経費 医療、年金、福祉、介護、生活保護などの公的サービスに係る費用のこと。 集約型都市構造 公共交通機関を軸とした、少子・超高齢社会に対応する「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を実現する都市のあり方のこと。 低密化した市街地を再編し、基幹的な公共交通沿いに集約拠点を形成することを促進する。 首都圏外郭放水路 洪水を防ぐために建設された世界最大級の地下放水路。中小河川の水を地下に取り込み、国道 16 号の地下 50m を買く総延長 6.3km のトンネルを通じて江戸川に流す仕組。流入する水の勢いを弱める役割の「調圧水槽」では「パルテノン神殿」のように巨大な柱が水槽の天井を支え、「地下神殿」とも言われており、防災インフラ観光施設として見学会も開催している。	実質公債費比率	地方自治体の一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。
学問なりが実際の生活を基礎とし、そこから出発して行われなければならず、またその成果も実際の生活に浸透していかなければならないという意味を示したもの。 「の歳から 18 歳未満までの児童が自由に遊び場を共有し、ふれあい、学び合うことができる児童福祉施設のこと。 「おおいだできる児童福祉施設のこと。 「おおいだできる児童福祉施設のこと。 「おおいだできる児童福祉施設のこと。 「おおいだできる児童福祉施設のこと。 「おおいだできる児童福祉施設のこと。 「おおいだできる児童福祉施設のこと。 「おおいだできる児童福祉施設のこと。 「おおいだできる児童福祉施設のこと。 「おいてできるりを著える日の一体感や共感をはぐくみながら、本市の将来のまちづくりを考える日のこと。2008年(平成 20 年)10月1日に制定され、市制施行日である、毎年 10 月1日が指定されている。 「社会保障関連経費」 「佐藤、年金、福祉、介護、生活保護などの公的サービスに係る費用のこと。 「独立の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	シティセールス	さまざまな主体から選んでもらえるように、まちの売り込みをしていくこと。
び合うことができる児童福祉施設のこと。 都市に対する住民の誇りや愛着のこと。 市民の日 郷土の歴史と文化を振り返り「ふるさとかすかべ」への愛着と誇りを持ち、 市民であることを自覚し、市民同士の一体感や共感をはぐくみながら、 本市の将来のまちづくりを考える日のこと。2008 年(平成 20 年)10 月 1 日に制定され、市制施行日である、毎年 10 月 1 日が指定されている。 社会保障関連経費 医療、年金、福祉、介護、生活保護などの公的サービスに係る費用のこと。 集約型都市構造 公共交通機関を軸とした、少子・超高齢社会に対応する「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を実現する都市のあり方のこと。低密化した市街地を再編し、基幹的な公共交通沿いに集約拠点を形成することを促進する。 首都圏外郭放水路 洪水を防ぐために建設された世界最大級の地下放水路。中小河川の水を地下に取り込み、国道 16 号の地下 50m を買く総延長 6.3km のトンネルを通じて江戸川に流す仕組。流入する水の勢いを弱める役割の「調圧水槽」では「パルテノン神殿」のように巨大な柱が水槽の天井を支え、「地下神殿」とも言われており、防災インフラ観光施設として見学会も開催している。 循環型社会 有限な資材を効率的に利用するとともに、再生産を行うことで持続可能	実際生活	教育基本法第2条(教育の方針)に定められた用語であり、教育なり、 学問なりが実際の生活を基礎とし、そこから出発して行われなければな らず、またその成果も実際の生活に浸透していかなければならないとい う意味を示したもの。
市民の日 郷土の歴史と文化を振り返り「ふるさとかすかべ」への愛着と誇りを持ち、市民であることを自覚し、市民同士の一体感や共感をはぐくみながら、本市の将来のまちづくりを考える日のこと。2008 年(平成 20 年)10月1日に制定され、市制施行日である、毎年 10 月1日が指定されている。社会保障関連経費 医療、年金、福祉、介護、生活保護などの公的サービスに係る費用のこと。集約型都市構造 公共交通機関を軸とした、少子・超高齢社会に対応する「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を実現する都市のあり方のこと。低密化した市街地を再編し、基幹的な公共交通沿いに集約拠点を形成することを促進する。 洪水を防ぐために建設された世界最大級の地下放水路。中小河川の水を地下に取り込み、国道 16 号の地下 50m を貫く総延長 6.3km のトンネルを通じて江戸川に流す仕組。流入する水の勢いを弱める役割の「調圧水槽」では「パルテノン神殿」のように巨大な柱が水槽の天井を支え、「地下神殿」とも言われており、防災インフラ観光施設として見学会も開催している。 有限な資材を効率的に利用するとともに、再生産を行うことで持続可能	児童センター	0歳から 18 歳未満までの児童が自由に遊び場を共有し、ふれあい、学 び合うことができる児童福祉施設のこと。
市民であることを自覚し、市民同士の一体感や共感をはぐくみながら、本市の将来のまちづくりを考える日のこと。2008 年(平成 20 年)10月1日に制定され、市制施行日である、毎年10月1日が指定されている。社会保障関連経費 医療、年金、福祉、介護、生活保護などの公的サービスに係る費用のこと。集約型都市構造 公共交通機関を軸とした、少子・超高齢社会に対応する「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を実現する都市のあり方のこと。低密化した市街地を再編し、基幹的な公共交通沿いに集約拠点を形成することを促進する。 洪水を防ぐために建設された世界最大級の地下放水路。中小河川の水を地下に取り込み、国道16号の地下50mを貫く総延長6.3kmのトンネルを通じて江戸川に流す仕組。流入する水の勢いを弱める役割の「調圧水槽」では「パルテノン神殿」のように巨大な柱が水槽の天井を支え、「地下神殿」とも言われており、防災インフラ観光施設として見学会も開催している。 有限な資材を効率的に利用するとともに、再生産を行うことで持続可能	シビックプライド	都市に対する住民の誇りや愛着のこと。
集約型都市構造 公共交通機関を軸とした、少子・超高齢社会に対応する「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を実現する都市のあり方のこと。低密化した市街地を再編し、基幹的な公共交通沿いに集約拠点を形成することを促進する。	市民の日	郷土の歴史と文化を振り返り「ふるさとかすかべ」への愛着と誇りを持ち、市民であることを自覚し、市民同士の一体感や共感をはぐくみながら、本市の将来のまちづくりを考える日のこと。2008年(平成20年)10月1日に制定され、市制施行日である、毎年10月1日が指定されている。
るコンパクトなまちづくり」を実現する都市のあり方のこと。低密化した市街地を再編し、基幹的な公共交通沿いに集約拠点を形成することを促進する。	社会保障関連経費	医療、年金、福祉、介護、生活保護などの公的サービスに係る費用のこと。
地下に取り込み、国道 16 号の地下 50m を貫く総延長 6.3km のトンネルを通じて江戸川に流す仕組。流入する水の勢いを弱める役割の「調圧水槽」では「パルテノン神殿」のように巨大な柱が水槽の天井を支え、「地下神殿」とも言われており、防災インフラ観光施設として見学会も開催している。 有限な資材を効率的に利用するとともに、再生産を行うことで持続可能	集約型都市構造	公共交通機関を軸とした、少子・超高齢社会に対応する「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を実現する都市のあり方のこと。低密化した市街地を再編し、基幹的な公共交通沿いに集約拠点を形成することを 促進する。
	首都圏外郭放水路	洪水を防ぐために建設された世界最大級の地下放水路。中小河川の水を地下に取り込み、国道 16 号の地下 50m を貫く総延長 6.3km のトンネルを通じて江戸川に流す仕組。流入する水の勢いを弱める役割の「調圧水槽」では「パルテノン神殿」のように巨大な柱が水槽の天井を支え、「地下神殿」とも言われており、防災インフラ観光施設として見学会も開催している。
	循環型社会	有限な資材を効率的に利用するとともに、再生産を行うことで持続可能 な形で利用していく社会のこと。



生涯学習	人々が自己の充実啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づき、自己に適した手段・方法で生涯を通じて行う学習。
障がい者への合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁 を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。
生涯スポーツ	生涯を通じて健康の維持・増進やレクリエーションを目的として取り組めるスポーツのこと。だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できることが特徴。
情報セキュリティ	インターネットやコンピュータを安心して使い続けられるようにするため、大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたり、普段使っているサービスが急に使えなくなったりしないような状態を確保すること。
自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備や事業の円滑な実施を確保するために設置している協議会のこと。
新型インフルエンザ等感染症	感染症法に基づく、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
シンクタンク	社会問題を調査分析し、解決のための政策等の提言を行う研究機関のこと。
人口ビジョン	人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示 したもの。
人生 100 年時代	ロンドン・ビジネス・スクールの教授が著書の中で提唱した言葉。寿命の長期化によって先進国の 2007 年(平成 19 年)生まれの 2 人に 1 人が 103 歳まで生きる「人生 100 年時代」が到来するとされている。
神明貝塚	市内西親野井地区に広がる今から約 3800 ~ 3500 年前の縄文時代後期の大型貝塚。国の史跡に指定されている。
ストック	自治体に蓄積された、既存の公共施設やインフラのこと。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術等を活用して、省力化・精密化や高品質生 産の実現等を推進する農業。
スマートフォン	パソコンの機能をあわせ持つインターネットとの親和性が高い多機能携 帯電話のこと。
3 R	ごみの減量を意味する Reduce:リデュース、物の再利用を意味する Reuse:リユース、資源の再利用を意味する Recycle:リサイクルの 3 つの取組の総称。



3M	マイバッグ、マイボトル、マイはしの実践により、ごみの削減に努める取組のこと。
生活習慣病	食習慣・運動習慣・休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症・進行 に関与する症候群のこと。
生産緑地	都市部における良好な生活環境の保全や都市災害の防止、将来の公共施設整備に対する土地の確保を目的とし、市街化区域内の農地を対象に指定される地区のこと。
成年後見制度	意思能力に継続的な衰えが認められる人に、その衰えを補い、法律的に 支援するための制度のこと。
生物多様性	地球上には変化にとんだ自然に多様な生物が生息しており、これらが直接的、間接的につながりあって生命の環を形成している状態のこと。自然環境の悪化に伴い、絶滅危惧種が増加するなど、急激に失われつつあるとされる。
ゾーン 30 プラス	生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備のさらなる推進を図るため、最高速度 30km/h の区域規制のほか、交通実態に応じて区域内における大型車両通行禁止、一方通行等の各種交通規制を実施するとともに、ハンプやスムーズ横断歩道などを適切に組み合わせて交通安全の向上を図る事業のこと。
	た行
待機児童	保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが保育所に入所していない児童のこと。他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童などを除く。
ダイバーシティ	多様性を表し、性別・国籍・人種・年齢などさまざまな違いを問わず多 様な人材を認め、活用すること。
多極ネットワーク型コンパクト シティ	医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が、自家用車に過度に頼ることなく、公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在するまちの状態のこと。
脱炭素社会	人間活動が発生源となる温室効果ガス排出量と吸収源等による除去量と の均衡を達成すること。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等 な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこ と。



男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることで、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
地域医療体制	地域の医療機関が自らの施設の実情や、地域の医療状況に応じて、医療機能の分担と専門化を進め、医療機関同士が相互に円滑な連携を図り、その有する機能を有効活用することにより、地域住民が地域で継続性のある適切な医療を受けられるようにする医療体制のこと。
地域ブランド	地域ならではの独自の価値や誇り、アイデンティティを発掘・再発見し、それをブランド化すること。これによって、当該地域の産品やサービスの売上増や高付加価値化、観光客・観光消費の増加などを実現することにより、所得や雇用の増加を図りつつ、ひいては地域の次代を担う若年層の流入増・流出減等をもたらすことで、地域コミュニティの持続可能性の確保・持続的発展につなげていくことが期待されている。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組のこと。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営むために、身近な地域で必要なサービスを提供できる「日常生活圏域」ごとに設置している高齢者の生活を総合的に支援していくための拠点のこと。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどにより、介護予防事業や高齢者本人とその家族に対する総合的な相談などを行っている。
地球温暖化	エネルギーを大量に使用することによって、二酸化炭素などの大気中の 温室効果ガス濃度が高くなり、大気の温度が上昇すること。平均気温が 変化することにより、地球全体の気候が大きく変化し、自然環境や人の 暮らしに重大な影響を引き起こし始めている。
地産地消	地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組のこと。
知・徳・体	確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のこと。これらの3つをバランスよく育てることが、2006年(平成18年)の改正教育基本法の中で提唱されている。
超高齢社会	65 歳以上の高齢者が占める割合(高齢化率)が 21%を超えた社会のこと。
低出生体重児	体重 2,500 グラム未満の新生児のこと。
データヘルス	特定健康診査や診療報酬明細書などから得られるデータの分析に基づいて実施する、効率のよい保健事業のこと。



	,
テーマコミュニティ	主に地域社会などにおいて特定の地域課題をテーマとして、その課題解 決のために活動する集まりのこと。
デジタル人材	情報通信技術の活用や情報システムの導入を企画、推進、運用する人材のこと。
デジタル庁	デジタル社会形成の司令塔として、未来志向の DX(デジタル・トランスフォーメーション)を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを作り上げることを目指す行政機関であり、徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体の DX の推進を通じ、すべての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取組を進めている。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用でき ない者との間に生じる格差のこと。
テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
東武アーバンパークライン	東武鉄道野田線の路線愛称名。
東武スカイツリーライン	東武鉄道伊勢崎線の路線愛称名。
特定健康診査	生活習慣病の予防を目的とする、メタボリック・シンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した、40歳から74歳の被保険者を対象とした健康診査のこと。
都市インフラ	インフラストラクチャー(infra-structure)の略。公共施設のうち、都市活動を支える道路・橋梁等の道路施設や環境施設などのプラント施設、公園、上下水道等の施設の総称。
土地改良施設	農業用用排水施設、農業用道路、その他農用地の保全または利用上必要 な施設のこと。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設(道路、公園、公共下水道等)の整備、改善および宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に従い行われる土地の区画形質の変更および公共施設の新設または変更を行う事業のこと。
トリアージ	大事故や災害時等、多数の傷病者が同時に発生した際、限られた医療スタッフ、医薬品等を最大限に活用して、救命可能な傷病者を救い、可能な限り多数の傷病者の治療を行うため、傷病者の重症度や緊急度などによって振り分け、治療や搬送の優先順位を決めること。



	な行	
ニュースポーツ	20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツ。ルールがやさしく初心者でも楽しめ、子どもから高齢者まで参加可能な年齢の幅が広いことが特徴。	
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設であり、3歳から5歳の児童は、保護者の就労状況に関わりなく、教育・保育を一緒に受けることが可能である施設。保育の必要性がなくなった場合も、通い慣れた園を継続して利用できる。	
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、作成した農業経営改善計画を国・県・ 市町村から認定された農業経営者や農業生産法人のこと。	
	は行	
バイスタンダー	救急現場に居合わせた者(発見者、同伴者等)のこと。	
ハイリスク分娩	母体または胎児に健康上の問題が発生する可能性が高い分娩のこと。	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災が想定される区域や避難場所・避難経路といった防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。被害予測地図。	
パラスポーツ	ボッチャ、車いすバスケットボールなど、障がいのある人もない人もともに楽しむことができるスポーツ。	
ハラスメント	嫌がらせやいじめ行為を指し、性的な内容の発言および性的な行動によって不快感などを与えるセクシュアルハラスメントや、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与えるパワーハラスメントなどがある。	
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを 除去すること。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多い。	
パリ協定	COP21 (第 21 回気候変動枠組条約締約国会議)の開催地であるパリで2015 年(平成 27 年)に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際協定のこと。	
春バス	本市が主体となって運営するコミュニティバスのこと。市内全域を視野 に入れた6ルートを運行している。	
ビオトープ	生物群集の安定した生息地を示す言葉。生物空間、生物生息空間ともいう。	
東埼玉道路	八潮市を起点とし、春日部市下柳地区に達する延長 17.6 k mの道路のこと。	



100 mm / h安心プラン	国土交通省水管理・国土保全局が定める、局地的な大雨に対しても住民が安心して暮らせるよう、河川と下水道のハード整備や、住民の避難行動を支援するためのソフト対策により、住宅地や市街地の浸水被害等の軽減を図るためのプランのこと。
病後児保育	児童が病気の回復期にあり、かつ、集団保育が困難な期間において、当 該児童を病院、診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは専用 施設で一時的に保育する事業。
ファミリー・サポート・センター	仕事と育児の両立支援策として、一時的・臨時的な育児のニーズに応えるもので、育児の援助を依頼したい人(依頼会員)と育児の援助を提供したい人(提供会員)からなる会員組織。
藤田スケール	1971 年(昭和 46 年)にシカゴ大学の藤田博士により考案された、竜巻などの突風により発生した被害の状況から風速を推定する手法のこと。被害が大きいほど値が大きく、風速が大きかったことを示す。
普通会計	地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のこと。一般会計および特別会計のうち、公営事業会計以外を統合して一つの会計としてまとめた もの。
部落差別	日本社会の歴史的過程で形成された身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今もなお、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、わが国固有の人権問題のこと。
振り込め詐欺	不特定の者に対して、対面することなく、電話、FAX、メールを使って 行う詐欺行為のこと。オレオレ詐欺や架空請求詐欺などが該当する。
ふるさとかすかべ応援寄附金	本市におけるふるさと納税のこと。
ふるさと納税	ふるさとに貢献や応援をしたいという人が任意の都道府県や市町村に寄 附をすると、所得税と個人住民税から控除を受けられる制度のこと。
ふれあい大学・大学院	市内に住む60歳以上の方を対象に、1年間さまざまな学習や地域活動を行う本市の事業のこと。ふれあい大学院は、ふれあい大学を卒業後、さらに新たな学習や活動を行う事業のこと。
フレイル	「加齢に伴う予備能力の低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す"frailty"の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態のこと。
ペイジー	税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンや携帯電話、ATM から支払うことができるサービスのこと。



ヘイトスピーチ	憎悪表現。人種や出身国、民族、身体的特徴など、自ら変えることが困難な事柄に基づき個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。
ペーパーレス化	これまで紙に印刷していた書類などを、データとして活用・保存すること。
放課後児童クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等や春・夏・冬休み・土曜日の学校休業日に学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図るもの。
防災士	「自助」、「共助」、「協働」を原則として、社会のさまざまな場で防災力を 高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修 得したことを、日本防災士機構が認証した人のこと。
	ま行
埋蔵文化財	旧石器時代以降、人類の生活や活動の痕跡として、土地に埋蔵された遺跡や遺物のこと。
マイ・タイムライン	住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。
マイナンバー制度	国民一人ひとりが持つ 12 桁の番号(マイナンバー)を活用することにより、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤のこと。税や年金、雇用保険などの行政手続に使われる。
マグニチュード	地震そのものの大きさ・規模を表す単位のこと。
まち・ひと・しごと創生総合戦 略	人口減少と東京一極集中、地域経済縮小などを背景に、地方公共団体や 国が政策目標や施策の基本方向、具体的な施策をまとめたもの。
マネジメントカルテ	従来の施設管理台帳の充実により作成する個票であり、一元的な情報データベースとして活用し、修繕履歴や建替え等に関する情報を更新していくもの。
マルシェ	フランス語で市場のこと。日本では、地場で生産された農産物、水産物、 畜産物およびそれらの加工品などを持ち寄って販売するイベントの意味 で使われる。
メディカルコントロール体制	医学的な視点から救急隊員が行う応急処置等の質を保障する体制のこと。 具体的には、救急救命士が病院の医師から迅速に指示、指導、助言を受けられる体制、救急救命士が高度な救命処置の後、医師が専門的見地から検証する体制、救急救命士がさらに高度な救命処置を行うための教育を実施する体制のことをいう。
メンタルヘルス	精神面における健康のこと。



ヤングケアラー	ケアラー(高齢、身体上または精神上の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者)のうち、18 歳未満の者。	
有収率	年間の配水量(浄水場から配水される水量)に対する有収水量(料金徴収の対象となった水量)の割合のこと。有収率(%)=(有収水量/配水量)×100という式で計算する。	
ユニバーサルデザイン	障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいように意図して作られた製品や情報、環境などのデザインのこと。	
要介護認定率	介護保険の第1号被保険者数(65 歳以上の被保険者)に占める要介護・ 要支援認定者数(第1号被保険者)の割合のこと。	
要介護・要支援認定者	介護保険制度では、寝たきりや認知症等で介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)になった場合に、介護サービスを受けることができる。この要介護状態または要支援状態と認定されたもの。	
	5行	
ライフサイクルコスト	製品や構造物などの企画、開発、調達、製造、使用、廃棄といった一連の段階にかかる費用をトータルして考えたもの。	
ライフスタイル	衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む個人の暮らしぶり全般のこと。 生活に関する考え方、価値観、慣習などを含む個人の生き方。	
ライフライン	電気・ガス・水道・電話、道路、鉄道など、日常生活を維持していくうえで必須の諸設備のこと。	
理学療法士	けがや病気などで身体に障がいのある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力(座る、立つ、歩く)の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法(温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの)などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職のこと。	
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町 村マスタープランの高度化版のこと。	
リノベーション	既存の中古住宅等に対して、機能や価値の再生や現代のライフスタイル に合わせることを見据えて、内外装やライフラインの更新・改修を行うこと。	



連続立体交差事業	鉄道を高架化または地下化することにより、道路と鉄道を連続的に立体 交差化する都市計画事業のこと。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和や両立のこと。

	А
АІ	Artificial Intelligence の略語。人工知能のこと。
	С
CO2	二酸化炭素のこと。
	D
DX	デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語で、さまざまなモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化されたりすることで、その結果デジタル技術が社会に浸透し、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。
DV	Domestic Violence の略語。配偶者やパートナー、恋人を含む親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。
	E
EBPM	Evidence-Based Policy Making の略語。客観的な根拠に基づく政策立案のこと。
EC	Electronic Commerce の略語。インターネット上での電子商取引のこと。
ESD	Education for Sustainable Development の略語。持続可能な開発のための教育と訳され、持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身につける。
E S G投資	従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資のこと。



l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	
ICT	Information and Communication Technology の略語。情報通信技術のこと。
ΙοΤ	Internet of Things の略語。モノをインターネットに接続することや、接続されたモノのことを意味する言葉。従来、インターネットに接続されているモノはパソコンや携帯電話、プリンタ等に限られていたが、近年ではさまざまなモノがインターネットに接続され、新たな用途の開拓や利便性の向上が生じている。
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change の略語。各国政府を代表する専門家が地球温暖化に関して議論する場のこと。国連環境計画と世界気象機関により、1988 年(昭和63年)に設置され地球温暖化のメカニズム、社会経済への影響、対策を明らかにすることが目的。
L	
LGBT	性的マイノリティ、性的少数者。一般的には同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー(性同一性障害の当事者を含む)などのこと。
N	
NICU	Neonatal Intensive Care Unitの略語。新生児特定集中治療室と訳され、低出生体重児や疾患のある新生児を集中的に管理、治療する入院治療室のこと。
NPO	NonProfit Organization の略語。民間非営利組織と訳され、利潤を目的とせず、社会的な活動を行う組織。特定非営利活動促進法(NPO法)による認証を受け、法人格を得た団体を NPO 法人(特定非営利法人)と呼ぶ。
Р	
PDCAサイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の1つで、 $[Plan (計画) \rightarrow Do (実行) \rightarrow Check (評価) \rightarrow Action (改善)」の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していくサイクルのこと。$



S		
SDGs	2001年(平成 13年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年(平成 27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030年(令和12年)までの国際目標。貧困、エネルギー、成長・雇用、気候変動など、持続可能な社会の実現のための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。	
SDGsパートナーズ	本市において SDGs に関連する取組を行っている、または、関心を持っている企業、教育機関、特定非営利活動法人、市民団体などによる、情報交換や異業種間での交流などを行う連携の場。	
SNS	Social Networking Service の略語。インターネット上で社会的なネットワークを構築することができるサービスのこと。	
Т		
TMO	Town Management Organization の略語。中心市街地におけるまちづくりを運営・管理する機関。中心市街地活性化法に基づくTMO構想を作成し、市町村の認定を受けたものを認定構想推進事業者と規定しており、認定構想推進事業者のことをTMOとしている。	
U		
UR都市機構	国土交通省が所管する独立行政法人で、都市の市街地整備や賃貸住宅の 供給支援、賃貸住宅の管理などを主な業務とする機関のこと。	

